

## 業務委託仕様書

## 1 件名

施設基準管理システム運用等業務委託

## 2 契約期間

導入 契約締結日から令和8年9月30日まで  
システム利用 令和8年10月1日から令和9年3月31日まで

## 3 業務の目的

本業務は、富山県立中央病院（以下、「当院」という。）における施設基準に関する情報を一元的に管理し、適切な届出・更新・遵守状況の把握を行うためのシステムを導入することにより、業務の効率化及び管理精度の向上を図ることを目的とする。

## 4 仕様要件

## (1) システムに関すること

## ① 施設基準管理

別紙3「施設基準管理要件」を満たすこと。

- (ア) 届出施設基準管理
- (イ) 施設基準情報の管理
- (ウ) 職員情報の管理
- (エ) 委員会の管理
- (オ) ダッシュボード、アラート機能
- (カ) 実績管理
- (キ) ベンチマーク
- (ク) 診療報酬改定
- (ケ) 新旧対照表
- (コ) 経過措置
- (サ) 疑義解釈
- (シ) 掲示物管理
- (ス) 院内研修情報管理
- (セ) 帳票出力
- (ソ) 機器管理

## ② 動作環境

## (ア) 動作環境

- ・クラウド環境で稼働するシステムであること。
- ・通信は TLS1.2 以上（または最新の暗号化プロトコル）による暗号化通信を行うものとし、信頼のおける認証局が発行したサーバー証明書を導入していること。
- ・クラウドサーバー／アプリケーションの保護を行っていること。

- ・利用するクラウドサービスは、総務省「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」及び「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）」等の最新の指針に準拠し、適切なセキュリティ対策が講じられたものであること。
- ・多段階認証によるログインが可能なこと。
- ・ユーザーのアクセスログ管理が可能なこと。
- ・サーバーのデータ容量は必要にして十分であること。当院のデータ処理・保存に係るサーバー容量の増加が必要な場合は、当院と協議の上、決定する。
- ・本システムを使用するために必要な OS、ミドルウェア、アプリケーション等については、必要なライセンスが順法に確保されていること。

(イ) システム動作環境

クライアント PC の動作環境は以下とする。

- ・ OS : Windows10, 11(32bit/64bit)
- ・ ブラウザ : Google Chrome/Microsoft Edge

③ ライセンス

- (ア) ユーザーライセンスフリーであること。
- (イ) 管理者権限を持つユーザーが、一般の利用ユーザーに対しシステム上利用できる機能を選択・制限ができること。
- (ウ) 管理者が利用ユーザーの追加・編集・削除ができること。

④ サポート

- (ア) 問い合わせに際して施設基準管理の実務経験を有する専門家に相談可能なこと。
- (イ) 問い合わせ内容は、実施状況を受けて随時更新されること。
- (ウ) 問い合わせは電話、メール、問い合わせフォーム等で行えること。
- (エ) 問い合わせ内容は、一次回答を含め 5 営業日以内に回答システム上又はメール等で確認できること。
- (オ) 厚生労働省ホームページにおける診療報酬改定の各種文書及び疑義解釈の公開など事務連絡に関するお知らせ通知をシステムにおいて確認できること。
- (カ) 運用開始及び開始後に必要な操作説明会を開催すること。
- (キ) 新たな機能追加、機能改善が行われる場合は、定例会やヘルプサイト等を通じて適用内容の説明などを行うこと。

⑤ 適時調査対応

- (ア) 厚生労働省が公表する「適時調査実施要領等」の文書データを閲覧できること。
- (イ) 施設基準ごとに適時調査の対応状況を管理するステータスを選択できること。
- (ウ) 厚生労働省の適時調査実施要領で公開されている「事前提出書類」、「当日準備書類」について、各項目がデータベース化され、画面上で内容の確認できること。

(エ) 指定されている準備書類について、該当書類をシステムに登録することで書類の格納有無を管理・確認できること。

(オ) 結果通知書、保険医療機関の現況や特別の療養環境、保険外負担などの記録物を格納・管理できること。

⑥ その他

代替案による対応を提案する事項は、「施設基準管理要件」の補足欄に代替案を明記すること。また、当院向けのカスタマイズ（定期的レベルアップで考慮されない機能追加など）による対応は認めない。

(2) システム導入の準備に関すること

- ① 導入作業計画書及び作業スケジュールの作成
- ② システム設計
- ③ ハードウェア、ソフトウェアの構成とシステムの整備
- ④ カスタマイズ以外でシステムに追加開発が必要な場合、仕様設計、開発、テストの実施
- ⑤ 連携テスト、総合テストの実施
- ⑥ データ移行時の適正人員配置
- ⑦ 職員への運用管理教育
- ⑧ 稼働時及び初回運用の現地支援
- ⑨ クライアントと環境、ネットワーク環境の整備支援
- ⑩ 上記①～⑨に係る付帯作業

5 情報セキュリティの要件

- (1) 個人情報保護法、その他関係法令に準拠していること。
- (2) 本サービスの提供元はプライバシーマーク等の第三者認証を取得していること。
- (3) 本サービスの障害時におけるデータ復旧の体制が整っていること。
- (4) サービスの監視を常に行い、システム停止などの重度な障害が発生した場合は速やかに通知すること。
- (5) クラウド側にファイアウォール等を構築し、システムへの不要なアクセスは遮断すること。
- (6) 接続元 IP アドレス制限ができること。また、接続元 IP アドレスの追加・変更は、当院の求めに応じて自由に設定できること。なお、追加・変更費用は無償とする。
- (7) 受託業者にて定期的（年1回以上）に第三者による脆弱性診断を行い、指摘項目の改修がなされること（費用は受託業者にて負担すること。）。
- (8) サーバー及びネットワーク機器等は、24時間の監視がなされ、不正侵入や不正利用等が疑われる場合は原因調査・追跡が可能であること。
- (9) 受託業者は、クラウドサービス導入時及びサービス提供業務以外に、被保護者情報等の情報をクラウドサービス上の業務以外に使用し、第三者に提供してはならない。
- (10) 受託業者は、設備上において、情報漏えい等を防ぐための措置を講ずること。

## 6 認証基準等の要件

- (1) 次のいずれかの認証基準を満たすこと。
  - ① ISMAP サービスリストに登録されていること。
  - ② 提供サービスが ISMS27001 または ISMS27017 認証を受けていること。
- (2) 利用規約が明示されていること。
- (3) 通信が暗号化されており、443 番ポートのみでの通信が可能であること。また暗号化プロトコルについては常に最新バージョンのものをサポートしていること。
- (4) ユーザーアカウント、パスワード、IP アドレス等によるアクセス制限を行っていること、またログイン画面ページ URL が暗号化されていること。
- (5) サービスを提供する設備は日本国内に設置されているものとするほか、当院が保有する情報については、他の利用者と分離して格納されること。
- (6) サーバーに格納される情報は原則として暗号化されていること。なお、暗号化されていない場合は、相応のセキュリティ対策が取られていることについて、事前にシステム責任者の承認を得ること。
- (7) クラウドサービスの適用法律は日本国内法が適用されること。また、管轄裁判所は日本国内法の裁判所であること。メインとなるデータセンターだけではなく、ディザスタリカバリー用のデータセンター等も同様とする。
- (8) 契約終了時及び契約期間中に発生した記憶媒体の廃棄に当たっては、その情報を復元できないように処置した上で廃棄すること。
- (9) サービスの中断や終了時に円滑に業務を移行するための対策が明確にされていること。
- (10) 必要に応じて、当院が実施するセキュリティ監査（立ち入り監査またはチェックリストの回答・SOC2 保証報告書の提出等）を受け入れられるものであること。

## 7 運用想定

以下のとおり運用想定しているので、システム構築上過不足の無いよう対応すること。

- |            |                       |        |    |
|------------|-----------------------|--------|----|
| (1) 施設基準管理 | 本システムの主たる利用者          | アカウント数 | 10 |
|            | <b>【医事課全係】</b>        |        |    |
| (2) 人事管理   | 施設基準に係る人事情報の登録者       | アカウント数 | 2  |
|            | <b>【看護部・経営管理課管理係】</b> |        |    |
| (3) 機器管理   | 施設基準に係る機器情報の登録者       | アカウント数 | 2  |
|            | <b>【経営管理課用度係】</b>     |        |    |
| (4) システム監視 | 本システムの利用状況、設定情報の管理者   | アカウント数 | 2  |
|            | <b>【医療情報部】</b>        |        |    |

## 8 納入成果物

次のものを納入すること。

- (1) ソフトウェア及びミドルウェア動作確認結果報告書
- (2) 接続初期設定書

(3) アプリケーション操作マニュアル (Web でも可。この場合は、URL を提示。)

## 9 秘密の保持

- (1) 受託業者は、委託業務の実施上取り扱う個人情報以外の秘密を含む情報についても、別記「個人情報取扱特記事項」の規定に準じて取り扱うものとする。
- (2) 受託業者は、委託業務の実施における当院の秘密の保持に関し、別紙様式による誓約書 (業務委託契約書第 17 条第 1 項ただし書 (同条第 3 項において準用する場合を含む。)) の規定による再委託又は再々委託の承認を受けた場合における当該再委託又は再々委託の相手方 (3 及び 4 において「再委託等の相手方」という。) の誓約書の写しを含む。) を当院に提出するものとする。
- (3) 受託業者は、委託業務の実施における当院の秘密の保持に関し、全ての業務従事者に、別紙様式による誓約書 (再委託等の相手方の全ての業務従事者の誓約書の写しを含む。) を提出させ、その写しを当院に提出するものとする。
- (4) 受託業者は、委託業務の実施における当院の秘密の保持に関し講ずる措置に関する方針及び内容について、あらかじめ書面 (再委託等の相手方の書面の写しを含む。) により当院に提出し、その承認を得なければならない。
- (5) 受託業者は、前各項の実施に関し、派遣社員等その雇用形態を問わず全ての委託業務の従事者を対象としてこれを行なうものとする。